



発行 新潟県

第46号

令和6年6月18日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

目 次

告 示

- 723 新潟県議会6月定例会の招集（政策企画課）
- 724 共済契約締結の申込み又は規約設定についての同意成立の届出（水産課）
- 725 共済契約締結の申込み又は規約設定についての同意成立の届出（水産課）
- 726 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 727 土地改良区役員の退任届（農地計画課）
- 728 県営土地改良事業変更計画の縦覧（農地計画課）
- 729 土地改良区役員の退任届（農地計画課）
- 730 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 731 国土調査の指定（農村環境課）

公 告

- 大規模小売店舗の変更（地域産業振興課）
- 大規模小売店舗の変更（地域産業振興課）
- 大規模小売店舗の変更（地域産業振興課）
- 大規模小売店舗の変更（地域産業振興課）
- 大規模小売店舗の変更（地域産業振興課）
- 大規模小売店舗の変更（地域産業振興課）
- 新潟県農業大学の学生募集（経営普及課）

病院局公告

特定調達契約の落札者等（病院局経営企画課）

選挙管理委員会告示

- 48 政治活動のために寄附を受け又は支出をすることができなくなった政治団体（選挙管理委員会）
- 49 政治活動のために寄附を受け又は支出をすることができなくなった政治団体（選挙管理委員会）

正 誤

令和6年4月23日付け新潟県告示第500号中（農地計画課）

告 示

◎新潟県告示第723号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、新潟県議会6月定例会を令和6年6月25日午後1時新潟県議会議場に招集する。

令和6年6月18日

新潟県知事 花 角 英 世

◎新潟県告示第724号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する第105条の2第3項の規定による次の特定第2号漁業者の共済契約締結の申込み又は規約設定についての同意成立の届出は、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めた。

なお、当該同意に基づく共済契約締結の申込み又は規約設定に係る義務の効力は、令和6年6月19日から生ず

るものとする。

令和6年6月18日

新潟県知事 花角 英世

1 区域

佐渡漁業協同組合の地区のうち旧真野漁業協同組合、旧佐和田漁業協同組合、旧二見漁業協同組合及び旧稲鯨漁業協同組合の区域

2 区分

10トン未満の漁船により営む漁業であって旧真野漁業協同組合の地区の者が行う漁業

3 届出年月日

令和6年5月23日

◎新潟県告示第725号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第5項において準用する第105条の2第3項の規定による次の特定第2号漁業者の共済契約締結の申込み又は規約設定についての同意成立の届出は、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めた。

なお、当該同意に基づく共済契約締結の申込み又は規約設定に係る義務の効力は、令和6年6月19日から生ずるものとする。

令和6年6月18日

新潟県知事 花角 英世

1 区域

佐渡漁業協同組合の地区のうち旧真野漁業協同組合、旧佐和田漁業協同組合、旧二見漁業協同組合及び旧稲鯨漁業協同組合の区域

2 区分

定置漁業

3 届出年月日

令和6年5月23日

◎新潟県告示第726号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、胎内市の胎内川沿岸土地改良区の定款の変更を令和6年6月6日認可した。

令和6年6月18日

新潟県新発田地域振興局長

◎新潟県告示第727号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、新潟市の新津郷土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

令和6年6月18日

新潟県新潟地域振興局長

1 退任

監事 新潟市秋葉区古田4丁目4番43号 渡邊 敏明

退任年月日 令和6年5月31日

◎新潟県告示第728号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、燕市の一部を受益地域とする県営松橋地区区画整理(経営体育成基盤整備「一般型」)事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和6年6月18日

新潟県新潟地域振興局長

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧に供する期間

令和6年6月19日から令和6年7月17日まで

3 縦覧に供する場所

燕市役所

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えについて

ア 土地改良事業計画の変更については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の変更を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第729号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、長岡市の川口土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

令和6年6月18日

新潟県長岡地域振興局長

1 退任

理事 長岡市西川口2449番地 小宮山 利信

退任年月日 令和6年5月31日

◎新潟県告示第730号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、妙高市の水上土地改良区の定款の変更を令和6年6月5日認可した。

令和6年6月18日

新潟県上越地域振興局長

◎新潟県告示第731号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条第3項の規定により、次の調査を国土調査として指定した。

令和6年6月18日

新潟県知事 花角 英世

調査を行う者の名称	調査区域	調査期間
聖籠町	大字亀塚の一部	令和6年6月7日から令和7年3月31日まで

公 告

大規模小売店舗の変更について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の

日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和6年6月18日

新潟県知事 花角 英世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名称 アクロスプラザ長岡七日町A街区
所在地 長岡市七日町字川原485 外
設置者 第一リース株式会社
- 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 第一リース株式会社 代表取締役 吉田 勝彦
(変更後) 第一リース株式会社 代表取締役 向島 亨
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 株式会社ハンプティードンパティ 代表取締役 貫井 哲夫
(変更後) 株式会社ハンプティードンパティ 代表取締役 須田 裕一
- 3 変更年月日
 - (1) 令和6年4月1日
 - (2) 令和6年3月1日
- 4 変更の理由
 - (1) 代表者の氏名変更のため
 - (2) 代表者の氏名変更のため
- 5 届出年月日
令和6年6月4日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働部地域産業振興課
(なお、長岡市商工部産業支援課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間
令和6年6月18日から令和6年10月18日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
地域産業振興課 小規模企業支援班
電 話 025-280-5235
Eメール ngt050100@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の変更について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和6年6月18日

新潟県知事 花角 英世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名称 アクロスプラザ長岡七日町B街区
所在地 長岡市福山町字川原427-1 外
設置者 第一リース株式会社 他1者
- 2 変更事項
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 第一リース株式会社 代表取締役 吉田 勝彦
(変更後) 第一リース株式会社 代表取締役 向島 亨
- 3 変更年月日
令和6年4月1日
- 4 変更の理由
代表者の氏名変更のため

- 5 届出年月日
令和6年6月4日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働部地域産業振興課
(なお、長岡市商工部産業支援課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間
令和6年6月18日から令和6年10月18日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
地域産業振興課 小規模企業支援班
電 話 025-280-5235
Eメール ngt050100@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の変更について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和6年6月18日

新潟県知事 花角 英世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名称 燕ショッピングセンター
所在地 燕市大曲字曾根515 外
設置者 株式会社ウオロク 他1者
- 2 変更事項
大規模小売店舗の設置者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 第一リース株式会社 代表取締役 吉田 勝彦
(変更後) 第一リース株式会社 代表取締役 向島 亨
- 3 変更年月日
令和6年4月1日
- 4 変更の理由
代表者の氏名変更のため
- 5 届出年月日
令和6年6月4日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働部地域産業振興課
(なお、燕市産業振興部商工振興課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間
令和6年6月18日から令和6年10月18日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
地域産業振興課 小規模企業支援班
電 話 025-280-5235
Eメール ngt050100@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の変更について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和6年6月18日

新潟県知事 花角 英世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
-

- 名称 ダイレックス燕吉田店
所在地 燕市吉田字流間3698番 外
設置者 NTT・TCリース株式会社
- 2 変更事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)ダイレックス株式会社 代表取締役 多田 高志
(変更後)ダイレックス株式会社 代表取締役 五味 肇
- 3 変更年月日
令和6年3月1日
- 4 変更の理由
代表者の氏名変更のため
- 5 届出年月日
令和6年6月4日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働部地域産業振興課
(なお、燕市産業振興部商工振興課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間
令和6年6月18日から令和6年10月18日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
地域産業振興課 小規模企業支援班
電 話 025-280-5235
Eメール ngt050100@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の変更について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和6年6月18日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名称 ダイレックス上越店
所在地 上越市安江二丁目90番3 外
設置者 芙蓉総合リース株式会社
- 2 変更事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)ダイレックス株式会社 代表取締役 多田 高志
(変更後)ダイレックス株式会社 代表取締役 五味 肇
- 3 変更年月日
令和6年3月1日
- 4 変更の理由
設置する者の代表者の変更のため
- 5 届出年月日
令和6年6月4日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働部地域産業振興課
(なお、上越市産業部産業政策課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間
令和6年6月18日から令和6年10月18日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
地域産業振興課 小規模企業支援班

電話 025-280-5235

Eメール ngt050100@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和6年6月18日

新潟県知事 花角 英世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
 名称 新発田東ショッピングセンター
 所在地 新発田市東新町四丁目3964 外
 設置者 株式会社ウオロク 他1者
- 2 変更事項
 大規模小売店舗の設置者の名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名
 （変更前）三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社 代表取締役 西野 敏哉
 （変更後）三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社 代表取締役 濱野 敬一
- 3 変更年月日
 令和6年4月1日
- 4 変更の理由
 代表者の氏名変更のため
- 5 届出年月日
 令和6年6月4日
- 6 縦覧場所
 新潟県産業労働部地域産業振興課
 （なお、新発田市商工振興課でも閲覧ができます。）
- 7 縦覧期間
 令和6年6月18日から令和6年10月18日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
 地域産業振興課 小規模企業支援班
 電話 025-280-5235
 Eメール ngt050100@pref.niigata.lg.jp

新潟県農業大学の学生募集について（公告）

令和7年度の新潟県農業大学の学科学生を下記により募集する。

令和6年6月18日

新潟県農業大学校長 藤田 悟

- 1 所在地
 新潟県新潟市西蒲区巻甲12021
- 2 募集定員

学 科	募集定員	専攻部門
稲作経営科	40人程度	稲作専攻
園芸経営科	30人程度	野菜専攻、果樹専攻、花き専攻
畜産経営科	10人程度	酪農専攻、肉畜専攻
合 計	80人	

- 3 修業年限
 2年（卒業時、短期大学卒業同等資格（人事院規則による。））
- 4 出願資格
 (1) 推薦入校

本校の推薦入校試験は、学校長推薦と地域推薦とし、出願できる者はそれぞれ次のとおりとする。
なお、推薦入校者数は、募集定員のおおむね70%とする。

ア 学校長推薦の場合

次の各号のいずれにも該当する者とする。

(7) 学校教育法(昭和22年法律第26号)。以下「学校教育法」という。)に基づく高等学校若しくは中等教育学校を令和7年3月卒業見込みの者

(イ) 自立性と協調性に富み、心身ともに健全な者

(ウ) 本校卒業後、新潟県内において就農(農業経営者のほか農業法人への就業等によるものを含む。)又は農業・農村地域の指導に携わる強い意志がある者

(エ) 高等学校長又は中等教育学校長が作成する調査書の「全体の学習成績の状況」が3.0以上の者

(オ) 合格した場合は、入校することを確約できる者

イ 地域推薦の場合

入校志願者の出身地を所管する農業普及指導センター所長若しくは出身地の市町村長が、次の各号のいずれにも該当すると認めた者とする。

(7) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者(卒業見込みの者は除く)又は校長がこれと同等以上の学力を有すると認めた者で、次のいずれかを満たす者

a 認定新規就農者

b 認定農業者の後継者

(イ) 自立性と協調性に富み、心身ともに健全な者

(ウ) 本校卒業後、認定新規就農者にあつては新潟県内の地域において引き続き就農を継続する強い意志がある者、認定農業者の後継者にあつては新潟県内の当該経営を継承する強い意志がある者

(エ) 合格した場合は、入校することを確約できる者

(2) 一般入校

次の各号のいずれにも該当する者とする。

ア 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者(令和7年3月卒業見込みの者を含む。)又は校長がこれと同等以上の学力を有すると認めた者

イ 自立性と協調性に富み、心身ともに健全な者

ウ 本校卒業後、新潟県内において就農(農業経営者のほか農業法人への就業等によるものを含む。)又は農業・農村地域の指導に携わる意志がある者

5 出願方法

(1) Webによる出願

ア 新潟県庁ホームページの電子申請システムにより、入校願書と顔写真を提出し、その他の調査書等は郵送又は持参によること。

イ その他の調査書等について郵送の場合、簡易書留とし、出願期間最終日の消印まで有効とする。持参の場合の受付時間は、平日の午前9時から午後5時までとする。(土曜日、日曜日及び祝日は受け付けをしない。)

(2) 郵送又は持参による出願

ア 郵送の場合、簡易書留とし、出願期間最終日の消印まで有効とする。

イ 持参の場合の受付時間は、平日の午前9時から午後5時までとする。(土曜日、日曜日及び祝日は受け付けをしない。)

6 出願書類

(1) Webによる出願

ア 入校願書

イ 顔写真(画像データ、形式JPEG、データ容量が100KB以下は不可)

(7) 出願前3か月以内に撮影した正面上半身脱帽無背景のもの(背景は無地とし、白、青、またはグレー壁で撮影してください)

(イ) 次のような写真は受付できない。

・被写体が小さい

・頭上の余白部分が多い

・画質が粗い

ウ 郵送書類

(7) 出身高等学校又は出身中等教育学校の調査書（厳封）

卒業後年数が経過したため調査書の発行が不可能な場合は、卒業証明書を提出すること。

また、最終学歴が高等学校又は中等教育学校以外の場合、最終出身学校の成績証明書もあわせて提出のこと。

(イ) 営農状況等調査書

(ウ) 学校長推薦の入校志願者にあつては、高等学校長又は中等教育学校長の推薦書

(エ) 地域推薦の入校志願者にあつては、入校志願者の出身地を所管する農業普及指導センター所長若しくは出身地の市町村長の推薦書、及び認定新規就農者は青年等就農計画認定書、認定農業者の後継者は農業経営改善計画認定書の写し

(2) 郵送又は持参による出願

ア 入校願書

イ 受験票

顔写真（出願前3か月以内に撮影した正面上半身脱帽縦4.5センチメートル×横3.5センチメートル）は裏面に氏名を記入し、写真貼付欄にのりづけること。

ウ 出身高等学校又は出身中等教育学校の調査書

卒業後年数が経過したため調査書の発行が不可能な場合は、卒業証明書を提出すること。

また、最終学歴が高等学校又は中等教育学校以外の場合、最終出身学校の成績証明書もあわせて提出のこと。

エ 営農状況等調査書

オ 学校長推薦の入校志願者にあつては、高等学校長又は中等教育学校長の推薦書

カ 地域推薦の入校志願者にあつては、入校志願者の出身地を所管する農業普及指導センター所長若しくは出身地の市町村長の推薦書、及び認定新規就農者は青年等就農計画認定書、認定農業者の後継者は農業経営改善計画認定書の写し

7 出願期間

(1) 推薦入校試験

ア 学校長推薦

令和6年9月30日（月）～10月4日（金）

イ 地域推薦

令和6年9月30日（月）～10月4日（金）

(2) 一般入校試験

ア 前期

令和6年11月11日（月）～11月15日（金）

イ 中期

令和7年1月6日（月）～1月10日（金）

ウ 後期

令和7年2月17日（月）～2月27日（木）

一般入校試験中期及び後期の募集定員数は、本校ホームページに掲載する。

なお、一般入校後期試験の募集定員は若干名とし、それまでの合格者数により実施しないことがある。

8 出願上の注意事項

(1) Webによる出願

ア 志望先として第2志望の学科専攻部門を申請することができる。

イ 調査書等を郵送する場合、封筒の表に「入校願書（学科）在中」と朱書きし、簡易書留とすること。

ウ 受験票返送用封筒を同封すること。（長3封筒に住所と氏名を記入し、簡易書留料金分の切手を貼付すること）

(2) 郵送又は持参による出願

ア 入校願書、受験票には、第2志望の学科専攻部門まで記入することができる。

イ 郵送で出願の場合、封筒の表に「入校願書（学科）在中」と朱書きし、簡易書留とすること。

ウ 受験票返送用封筒を同封すること。（長3封筒に住所と氏名を記入し、簡易書留料金分の切手を貼付すること）

(3) Webによる出願、郵送又は持参による出願（共通）

ア 障害等を有する入校志願者の事前相談について

本校に入校を志願する者で、障害を有する等、受験上又は修学上特別な配慮を必要とする者は、各入校試験出願開始日の1か月前までにその旨を記載した文書(様式任意)を提出すること。

必要に応じて、入校志願者又は関係者等と面談を行うことがある。

イ 出願資格の審査について

学科の一般入校において、学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者と同等以上の学力を有するとして志願を予定する者は、出願資格の審査のため、各入校試験出願開始日の1か月前までにその旨を記載した文書(様式任意)を提出すること。

必要に応じて、入校志願者及び関係者等と面談を行うことがある。

9 願書の提出先

新潟県新潟市西蒲区巻甲12021 新潟県農業大学校長
(郵便番号 953-0041 電話 0256-72-0133)

10 受験票

受験票は、出願期間終了後、受験番号を付して出願者本人に郵送する。

11 入校考査料 2,200円

(1) Webによる出願

電子申請システムによるクレジット決済、ネットバンキング支払い及び当校の受付窓口でのクレジット決済のいずれかの方法により支払うこと。

(2) 郵送又は持参による出願

上記金額分の新潟県収入証紙を新潟県内の第四北越銀行、大光銀行、各信用金庫、各信用組合等で購入し、「入校願書」に貼付すること。ただし、消印等はしないこと。

県外居住者等で新潟県収入証紙を購入することが難しい場合は、(1)により納付してください

なお、新潟県収入証紙は令和6年8月末で廃止されるため、証紙の販売は令和6年8月末までとなっているので注意する(使用は令和7年3月末まで可能)。

(3) Webによる出願、郵送又は持参による出願(共通)

入校願書受付後は、原則として入校考査料は返還しない。

12 入校試験

(1) 日時

ア 推薦入校試験

令和6年11月1日(金) 午前8時50分から

イ 一般入校試験

(7) 前期

令和6年12月6日(金) 午前8時50分から

(4) 中期

令和7年1月24日(金) 午前8時50分から

(5) 後期

令和7年3月10日(月) 午前8時50分から

(2) 試験科目

ア 推薦入校試験

小論文、数的能力、適性検査及び面接

イ 一般入校試験

小論文、数的能力及び数学I、化学基礎又は生物基礎のうち1科目選択、適性検査及び面接

13 合格発表

(1) 発表日

ア 推薦入校試験

令和6年11月11日(月) 午前10時

イ 一般入校試験

(7) 前期

令和6年12月16日(月) 午前10時

(4) 中期

令和7年1月31日(金) 午前10時

(5) 後期

令和7年3月12日(水) 午前10時

(2) 発表方法

合格者の受験番号を本校正面玄関内(ロビー)に掲示するとともに、本校ホームページ(<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/nogyodai/> ただし、公開は午前10時以降になる。)により発表する。

あわせて、合格者には誓約書のほか入校手続に必要な書類を送付する。

なお、不合格者には通知しない。

(3) 追加合格

学科について、合格発表後、入校辞退者が生じた場合には、追加合格者を決定することがある。

14 個人情報の開示等

(1) 個人情報の開示

新潟県個人情報保護条例に基づき、一般入校試験を受験した者は、口頭により以下の試験結果について開示請求することができる。

ア 開示内容

学科の一般入校試験の科目別(小論文、数的能力及び数学Ⅰ、化学基礎又は生物基礎)得点

イ 開示時期

(ア) 一般入校前期試験

令和6年12月16日(月)～令和7年1月15日(水)

(イ) 一般入校中期試験

令和7年1月31日(金)～2月28日(金)

(ウ) 一般入校後期試験

令和7年3月12日(水)～4月4日(金)

ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。時間は午前9時から午後4時までとし、合格発表日は午前10時から午後4時までとする。

ウ 開示場所

新潟県農業大学校職員室(教育科)

エ 請求方法

受験者(本人に限る)が受験票を持参のうえ、開示場所にて口頭で請求すること。

(2) 個人情報の利用

出願時に本校が取得した氏名、住所その他個人情報は、次の目的以外には利用しない。

ア 入校者選抜(出願処理、受験票発送、試験実施、成績処理等)、入校手続案内、入校者選抜に係る調査・研究等の入校試験事務及びこれらに付随する業務

イ 入校に伴う教務事務(学籍、修学指導等)、学生支援事務(健康管理、奨学資金申請、後援会等)、授業料等の収納事務及びこれらに付随する業務

15 入校手続

(1) 合格者は、校長が別に指定する期日までに誓約書を提出するとともに、必要な書類をそろえ、入校手続を行うこと。

(2) 誓約書を校長が指定する期日までに提出しない者は、合格を取り消すことがある。

16 入校料

本校に入校しようとする者は、5,650円(予定)の入校料を入校手続する際に納めること。

なお、納入した入校料及び書類は、理由のいかんを問わず返還しない。

17 授業料及び寄宿料

学生は、月額9,900円(予定)の授業料及び月額1,980円(予定)の寄宿料を毎月25日までに納めること。

なお、授業料の納付が困難と認められた場合、授業料を減免する制度がある。

18 その他経費

学生は、次の経費が必要となる。

教科書、実習用被服費等の諸経費、海外研修費、食費、学生寮で要する光熱水費、学生自治会費及び後援会費等の経費(1人年間約100万円)

19 就農予定者への修学資金の貸与

就農予定者で一定の貸与要件を満たす者は、選考により、在学中に新潟県農業大学校修学資金を借り受けることができる。

- (1) 貸与額
月額16,000円(予定)
 - (2) 利子
無利子
 - (3) 貸与要件
ア 卒業後、県内において就農を予定する者
イ 学業成績が優秀である者
ウ 経済的に修学が困難な者
 - (4) 卒業後に一定の要件のもと就農した場合は、返還免除を申請することができる。
- 20 奨学金
就農予定の有無にかかわらず、独立行政法人日本学生支援機構、新潟県及びその他奨学金制度を設けている機関・団体が規定する基準・要件を満たす者は、選考により、在学中に奨学金を借り受けることができる。
- 21 学生寮への入寮
(1) 学科1学年は、原則として全寮制とする。
(2) 学科2学年は、相当な理由がある場合には自宅からの通学を認める場合もある。
- 22 その他
募集要項及び入校願書等については、ホームページからダウンロードし印刷して利用するか、本校又は最寄りの農業普及指導センターへ請求すること。

病院局公告

特定調達契約の落札者等について(公告)

特定調達契約について契約相手方を決定したので、新潟県病院局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程(平成7年新潟県病院局管理規程第17号)第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和6年6月18日

新潟県立中央病院長 田部 浩行

- 1 調達物品及び数量
手術用顕微鏡システム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する機関の名称及び住所
新潟県立中央病院
新潟県上越市新南町205番地
- 3 調達方法
購入
- 4 契約方法
一般競争入札
- 5 落札決定日
令和6年5月30日
- 6 落札者の氏名及び住所
クロスウィルメディカル株式会社
新潟県新潟市東区紫竹卸新町1808-22
- 7 落札価格
108,900,000円
- 8 入札公告日
令和6年4月19日
- 9 落札方式
最低価格

選挙管理委員会告示

◎新潟県選挙管理委員会告示第48号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定により、令和6年4月2日以後政治活動（選挙運動を含む。）のために、寄附を受け、又は支出をすることができなくなった政治団体は、次のとおりである。

令和6年6月18日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
明るい加茂市を築く会	浅野一明	浅野一明	新潟県加茂市下条戊666-1
浅野一明後援会	野本剛	佐藤良雄	新潟県加茂市大字下条戊666-1
おおふち正文後援会	大淵正文	大淵美奈子	新潟県長岡市川口田麦山1521番地
国際市民会議	田邊明	中原慎一郎	新潟県新発田市月岡温泉556
佐藤栄作後援会	佐藤栄作	星野功	新潟県小千谷市ひ生甲1532番地5
高橋忠好後援会	高橋忠好	高橋忠好	新潟県新潟市中央区上近江1丁目3番32号ダイアパレス平成通101号
高崎みゆき後援会	島村重春	高崎美由貴	新潟県北蒲原郡聖籠町亀塚8番地の8
山崎みつお後援会	山崎光男	山崎光男	新潟県燕市米納津8845-2
わたなべ富之後援会	渡邊富之	濱保晃夫	新潟県西蒲原郡弥彦村大字弥彦1291-子

◎新潟県選挙管理委員会告示第49号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定により、令和6年6月1日以後政治活動（選挙運動を含む。）のために、寄附を受け、又は支出をすることができなくなった政治団体は、次のとおりである。

令和6年6月18日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
樹政会	風間直樹	風間恵美	新潟県上越市下門前1737

正 誤

令和6年4月23日付け新潟県告示第500号中6ページ47行目から49行目まで及び7ページ1行目から25行目までを削除する。